大江ふれあい協議会規約

第１章　総則

（名称及び事務所）
第１条　本会は、大江ふれあい協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を天王寺区六万体町５番２６号大江会館内に置く。

（対象区域）
第２条　本会の活動の対象とする区域は、大江地域（夕陽丘町、伶人町、六万体町、四天王寺１丁目、四天王寺２丁目の一部、勝山１丁目の一部、上汐５丁目の一部、上汐６丁目、逢阪１丁目、下寺町１丁目の一部、下寺町２丁目、上本町８丁目・９丁目の一部、生玉前町の一部、生玉寺町）とする。（別図に定めるとおり。）

（目的）
第３条　本会は、大江地域を活気のある夢と希望にあふれるまちにしていくために、地域のさまざまな団体・対象区域の住民（以下「地域住民」という。）が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら、取り組んでいくことを目的とする。

（活動）
第４条　本会は、第３条の目的を達成するために、次の活動分野を活動対象とする。
(1) 防犯・防災に関する分野
(2) 子ども・青少年に関する分野
(3) 福祉に関する分野
(4) 健康に関する分野
(5) 環境に関する分野
(6) 文化・スポーツに関する分野
(7) 地域コミュニティに関する分野
(8) その他、本会の目的達成に必要な事項に関する分野
２　なお、次の活動は行わないものとする。
(1)営利を目的とする活動
(2)宗教の教義を広め儀式等を行い、信者を強化育成することを目的とする活動
(3)政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
(4)特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

（構成）
第５条　本会は、地域で公益活動に取組む別表に定める団体をもって構成する。

２　本会へ新たな団体が参加しようとするときは、運営委員会の議決によるものとする。
３　ただし、原則、当該地域に拠点を有する団体とする。

（退会）
第６条　構成団体は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第２章　役員及び監事

（役員及び監事）
第７条　本会に、次の役員及び監事を置く。

(1)会長	１人
(2)副会長	若干名
(3)総務部長	１人
(4)部会長	各部会１人
(5)会計	１人
(6)書記	１人
(7)書記補佐	１人
(8)監事	２人

（役員及び監事の選任）
第８条　役員等は、運営委員会において選任する。
２　役員は第 11 条に定める運営委員より互選で選任する。
３　監事は、他の役員を兼ねることはできない。

（役員及び監事の職務）
第９条　役員の任務は次のとおりとする。
(1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
(3) 総務部長は、事務局として本会の運営・広報を統括する。
(4) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる。
(5) 会計は、本会の会計を担当する。
(6) 書記は、本会の書記を担当する。
(7) 書記補佐は、書記を補佐する。
２　監事は、次に掲げる職務を行う。
(1)役員の業務執行の状況を監査すること
(2)本会の財産の状況を監査すること

(3)前２号の規定による監査の結果、役員の業務又は財産に関し不正の行為、または法令、条例、規則及び要綱（以下「法令等」という。）若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを運営委員会及び区長に報告すること
(4)役員の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、役員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を請求すること

（役員及び監事の任期）
第 10 条　役員及び監事の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
２　任期の満了又は辞任によって退任する役員等は、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

（顧問）
第 11 条　本会には顧問をおくことができる。
２　顧問は、運営委員会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。任期は 2 年とし再任を妨げない。
３　顧問は、本会の運営につき助言する。

第３章　運営委員会

(運営委員会の組織)
第 12 条　運営委員会は、本会構成団体（別表）の代表者及び会長が指名する者（以下「運営委員」という。）を委員として組織する。
２　前項の規定により、新たに会長が運営委員を指名する場合は、原則、当該地域に団体代表者の居住地または団体の拠点ないし事業所を有するものとし、運営委員会の同意を得るものとする。

(運営委員会の議決事項)
第 13 条　運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。
(1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項
(2) 役員及び監事の選任に関する事項
(3) 大江地域の「将来的な構想」の策定に係る事項
(4) 規約に関する事項
(5) 本会の構成・組織に関する事項
(6) 部会の設置に関する事項
(7) その他、会務上必要な事項

（運営委員会の開催）
第 14 条　運営委員会は、会長が招集する。
２　運営委員会は、次の場合に開催する。
(1) 会長が必要と認めたとき
(2) 運営委員の２分の１以上から請求があったとき
(3) 第９条第２項第３号の規定により、監事から招集の要請があったとき
３　運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
４　運営委員会は、運営委員の３分の２以上の出席がなければ、開会することができない。

（運営委員会の議決）
第 15 条　運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによることとする。

（委任状による出席）
第 16 条　やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、議長に委任状を提出することができる。この場合において、第 14 条第４項の定足数の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

（運営委員会の議事録）
第 17 条　運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。
(1) 日時及び場所
(2) 運営委員の現在数及び出席者数（委任状提出者を含む。）
(3) 開催目的、審議事項及び議決事項
(4) 議事の経過の概要及びその結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が、署名するものとする。

（議事録等の公開）
第 18 条　地域住民は、会長に申出のうえ、運営委員会の議事録を閲覧することができる。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は役員と協議のうえ、当該部分を除いた議事録を公開するものとする。

第４章　役員会

（構成）
第 19 条　本会に役員会を置く。

（権能）
第 20 条　役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）運営委員会に付議すべき事項
（２）運営委員会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）
第 21 条　役員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　会長が必要と認めたとき
(2)　役員総数の２分の１以上から請求があったとき
(3)　第９条第２項第４号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（議長）
第 22 条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（議決）
第 23 条　役員会の議事は、役員総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任状による表決）
第 24 条　やむを得ない理由のため、役員会に出席できない役員は、議長に委任状を提出することができる。

（議事録等）
第 25 条　役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1)　日時及び場所
(2)　役員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決があった場合は、その理由を付記すること）
(3)　議事の概要及び議決の結果
(4)　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録は、議長及びその会議において選任された議事署名人２人が署名するものとする。
３　前２項により作成された議事録については、第 18 条第１項の規定を準用する。

第５章　部会

（部会の設置）
第 26 条　会長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

（部会の組織等）
第 27 条　協議会に、次に掲げる部会を置き、それぞれ当該各号に定める事業を行う。
(1) 安心安全部会　地域の防災、防犯に関すること
(2) 地域交流部会　地域交流、世代間交流、地域のコミュニティづくりに関すること
(3) 福祉環境部会　地域の環境美化、子育て支援、子どもの環境、地域の見守り、支えあいに関すること
(4) 広報部会　大江ふれあい協議会の広報に関すること
(5) はぐくみネット部会　学校と家庭と地域が一体となった教育コミュニティづくりに関すること

２　前項で掲げる事業の実施にあたっては、幅広く地域住民等に参加を呼びかけるものとし、また、地域住民等から参加希望があった場合は、部会長は正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（部会長等）
第 28 条　各部会に、部会長 1 名及び副部会長若干名、部会会計 1 名を置く。

（副部会長等の選任）
第 29 条　副部会長及び部会会計は各部会において選出する。

（各部会の開催）
第 30 条　各部会長は、必要に応じ部会を招集し、議長を担う。部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長がその職務を代行する。

第６章　事業計画・予算・会計

（事業計画及び予算）
第 31 条　本会の経費は、大阪市補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
２　本会の事業計画及び予算は、次項に定める各部会長からの報告をもとに、会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。
３　各部会長は、部会の事業計画案及び予算案を作成し、会長に報告しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 32 条　本会の事業報告及び決算は、次項に定める各部会長からの報告をもとに会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３ヶ月以内に、運営委員会の承認を受けなければならない。
２　各部会長は、部会の事業報告案及び決算案を作成し、会長に報告しなければならない。
３　監事による監査結果について、地域住民から閲覧の請求があったときは、正当な理由のない限り、これを閲覧させなければならない。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は役員と協議のうえ、当該部分を除き公開するものとする。

（資産の管理）
第 33 条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は、運営委員会の議決を経て会長が別に定める。

（会計年度）
第 34 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

（会計帳簿の整備及び公開）
第 35 条　本会は、会計の透明性を確保するため、会計に関する帳簿を整備する。
２　地域住民は、会長に申出のうえ、会計に関する帳簿を閲覧することができる。ただし、個人情報等、公開することが適当でない情報が含まれている場合においては、会長は役員と協議のうえ、当該部分を除いた帳簿を公開するものとする。
３　大阪市からの補助金等にかかる実績報告、収支報告等については、大阪市天王寺区ホームページにおいて公開するものとする。

第７章　規約の変更

（規約の変更）
第 36 条　この規約は、運営委員会において議決を経なければ、変更することはできない。

第８章　雑則

（委任）
第 37 条　この規約の施行に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、会長が別に定める。

附　則

１　この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

２　大江地域活動協議会準備会は、平成２４年３月３１日をもって閉会し、その全てを本会に継承するものとする。
３　この規約は、平成２４年９月２８日から施行する。
４　この規約は、平成２５年３月１４日から施行する。
５　この規約は、平成２５年７月１８日から施行する。
６　この規約は、平成２６年２月１２日から施行する。
７　この規約は、平成２７年１１月１９日から施行する。
８　この規約は、平成２８年６月２３日から施行する。
９　この規約は、平成３０年７月２７日から施行する。
１０　この規約は、令和４年１１月３０日から施行する。
１１　この規約は、令和５年２月２０日から施行する。
１２　この規約は、令和６年６月１８日から施行する。
１３　この規約は、令和７年２月１９日から施行する。

第２条関係

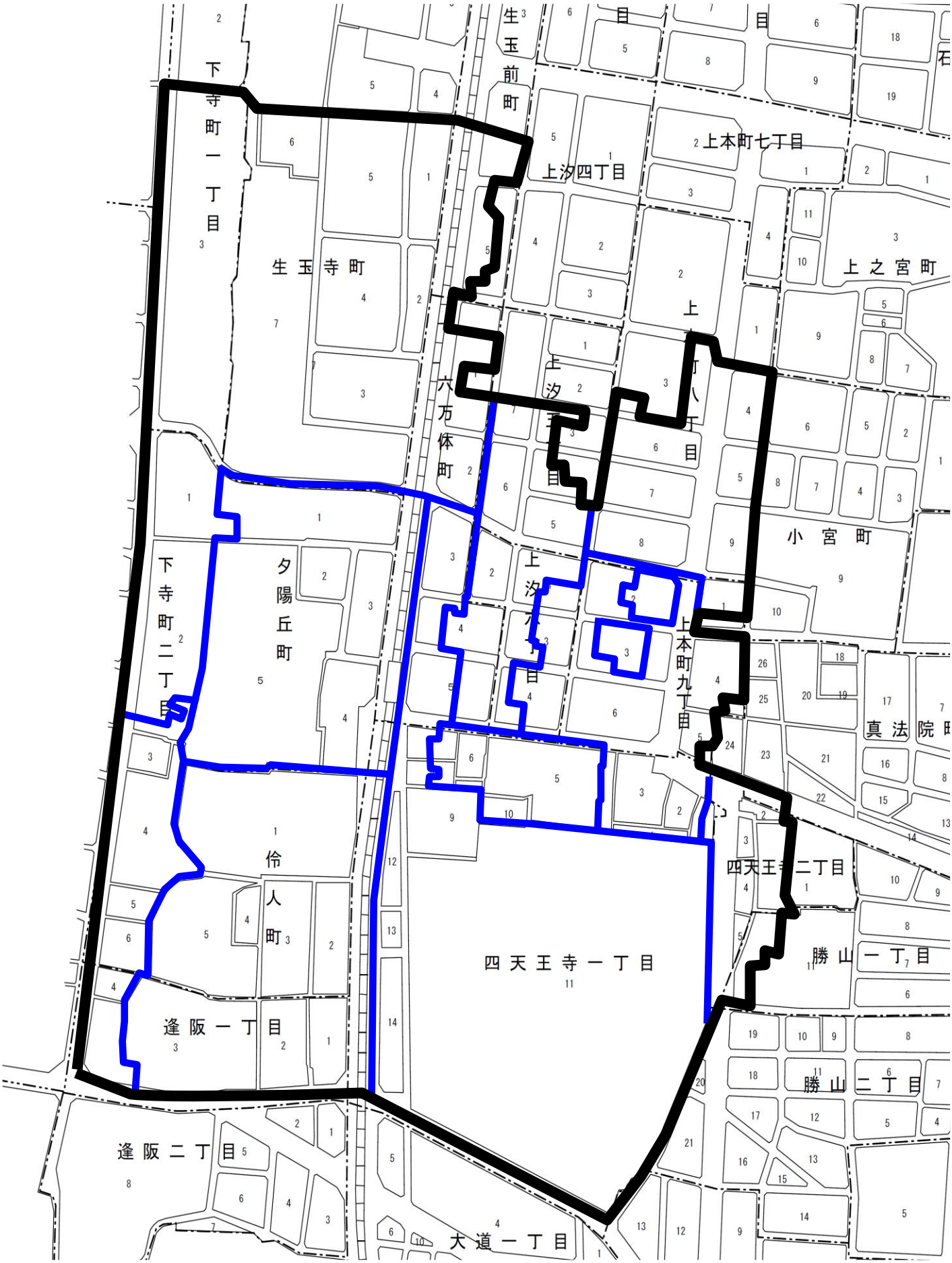
下寺町一丁目
生玉寺町
生玉前町
上汐四丁目
上本町七丁目
上之宮町
六万体町
上汐三丁目
上本町八丁目
小宮町
下寺町二丁目
夕陽丘町
上汐六丁目
上本町九丁目
真法院町
伶人町
四天王寺一丁目
四天王寺二丁目
勝山一丁目
勝山二丁目
逢阪一丁目
逢阪二丁目
大道一丁目